四月納入分から水道料金を改定します

引きあげ率は二七・七八パーセント

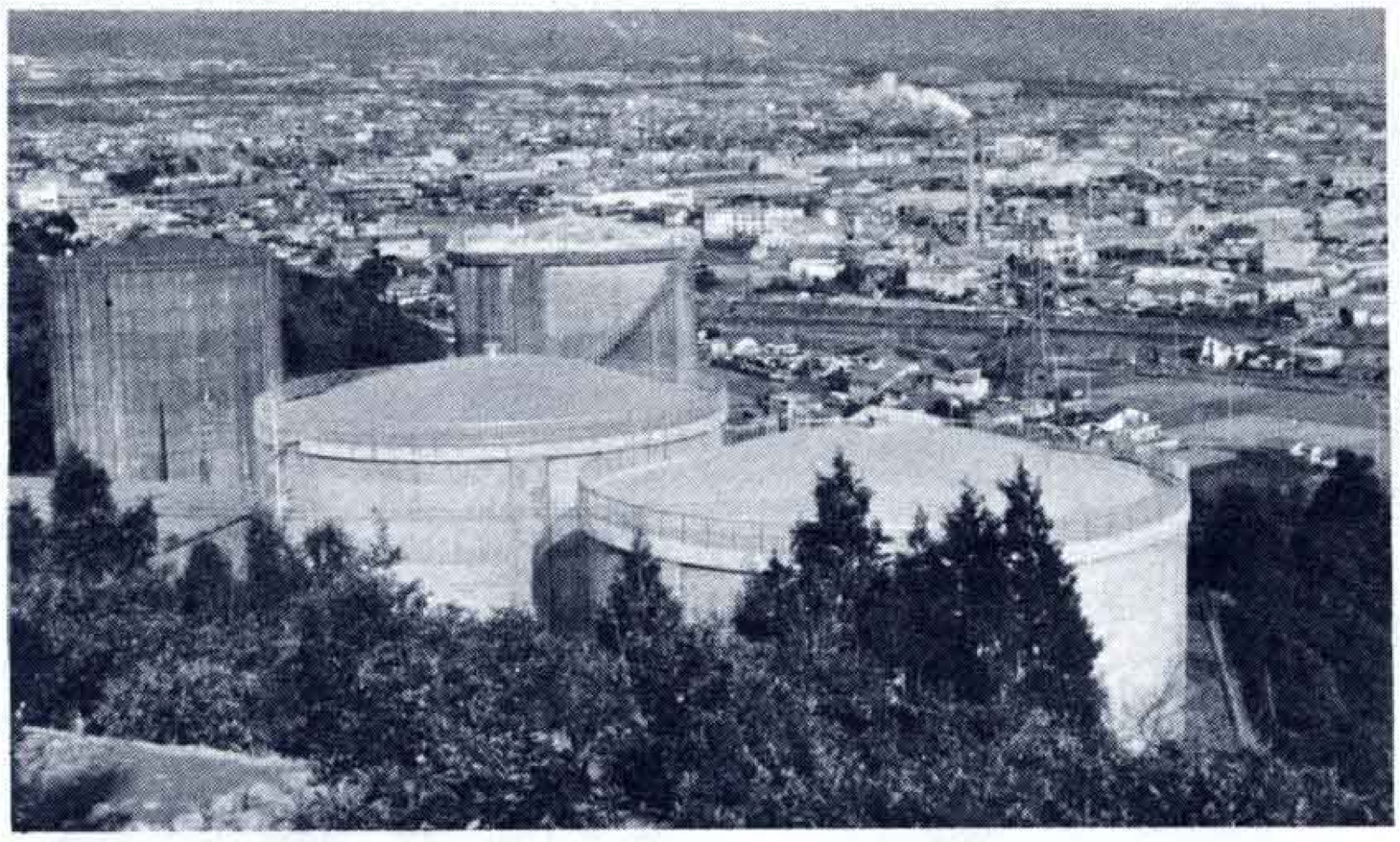

(写真)富士地域の上水道全部をまかなう岩松排水池

水道料金は、前回昭和54年度に改定をお願いしました。

当時、料金算定期間を昭和56年度までの3ヵ年と定め、経営してきましたが、この期間を経過した昭和57年度の経営収支は、経営努力をしたにもかかわらず、なお約1億3,100万円の赤字が見込まれています。

このような財政事情を続けることは、健全な事業運営が困難になることが考えられます。

使用水量も年々増加するため、それに即したサービスの継続と、安定した給水機能を確保するには、諸施設の整備を行わなければなりません。

これらの事業の健全なる運営と、独立採算制を建前とする水道企業として、昭和58年度から60年度までの3ヵ年の収支の均衡を図るため、水道事業経営審議会に料金引きあげの諮問をし、答申をいただきました。

これを基に市議会でも慎重に審議を重ね、4月徴収分から水道料金を27.78%引きあげさせていただきます。

改定料金の適用と計算方法

①昭和58年1月下旬から3月下旬までの2ヵ月間(2月、3月分)に使用した水量の料金を計算して、4月に納めていただくA地域と、②昭和58年2月下旬から4月下旬までの2ヵ月間(3月、4月分)に使用した水量の料金を計算して、5月に納めていただくB地域があります。

そこで両地域の公平をはかるためA地域の2月分については、現行料金で計算し、3月分については、新料金で計算したものを合計して通知します。B地域の料金は2ヵ月分とも新料金で計算します。

計算の方法は下表のとおりです。

計算の方法

区分		1月	2月	3月	4月	5月
A地域	3月検針し料金を4月納入する地域	1/21 2月分使用水量 (旧料金)	2/21 3月分使用水量 (新料金)	3/20 検針	計算	4/30 料金納入 (合計額)
B地域	4月検針し料金を5月納入する地域		2/21 3月分使用水量 (新料金)	3/21 4月分使用水量 (新料金)	4/20 検針	計算 5/31 料金納入 (合計額)

新規利用者負担の加入金も改定

市の上水道を利用されている人たちは、約18万4,000人（普及率86.7％）で、１日平均配水量は、８万9,300立方㍍になっています。

水需要は、給水人口の増加と、生活水準の高度化により年々増えています。昭和54年度から着手した第５次拡張計画も、昭和59年度には完成する予定です。これらの建設費にかかわる企業債（借り入れ金）の支払利息などを水道料金に添加することは、料金改定率をアップさせることになり、使用者の負担を増大させる結果になります。

そこでこの一部を加入金として、給水装置を新設するときに、新規利用者から口径に応じた金額を負担していただいています。

新旧利用者間の負担公平を保つ加入金制度についても平均45％の引きあげをお願いします。

加入金表

呼び径（ミリメートル）	金額（円）
13	30,000
20	65,000
25	110,000
30	165,000
40	295,000
50	470,000
75	1,070,000

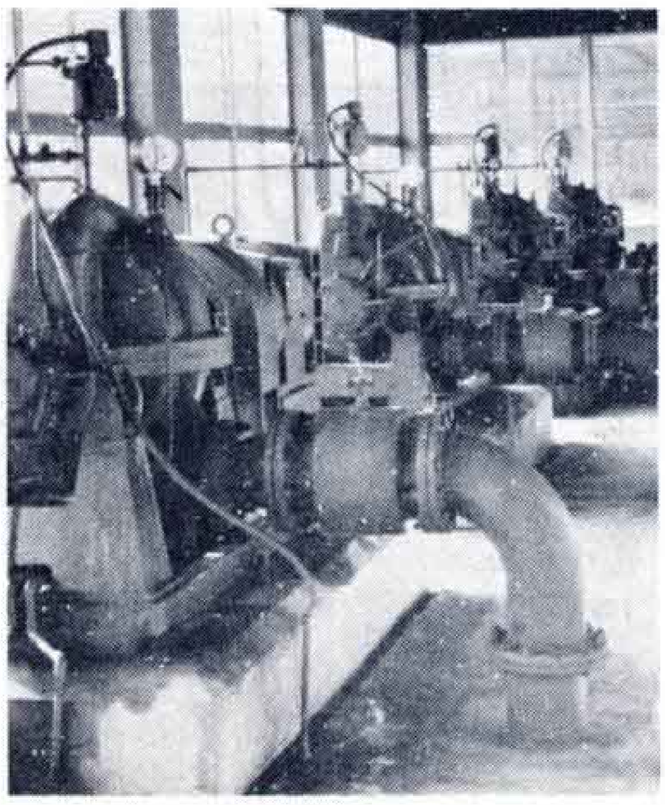

（写真）送水ポンプ

県下21市の水道料金比較グラフ

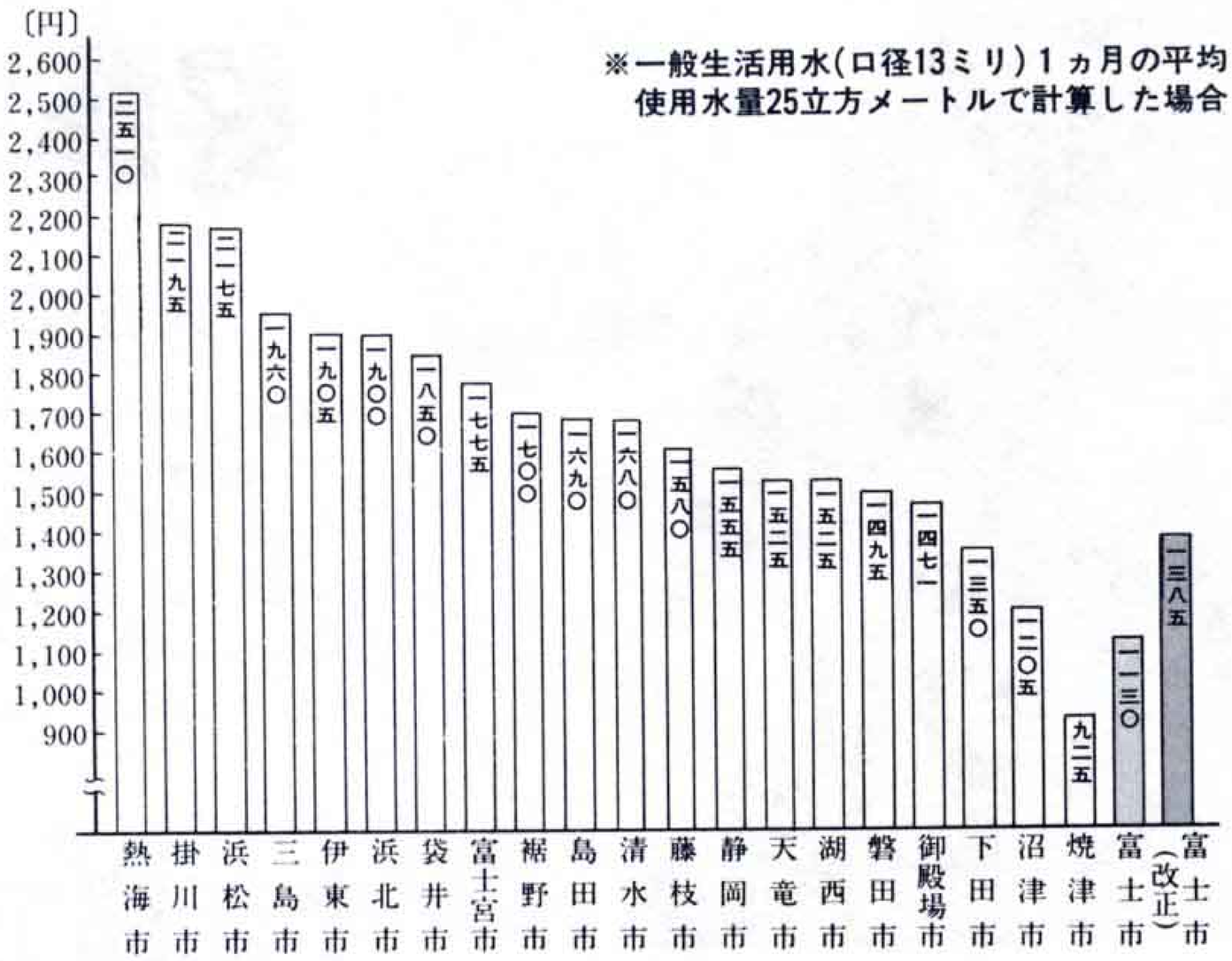

一般家庭料金の引きあげは低率に

市民生活にもっとも影響のある一般家庭用、口径13ミリから25ミリまでの小口径は、現行どおり基本水量制（10立方㍍）をおき、生活用水の範囲と考えられる11立方㍍から20立方㍍までの従量料金は、できるだけ引きあげ率をおさえました。

新料金表は下表のとおりです。

改定料金表

呼び径（区分）	基本料金 水量	基本料金 金額	従量料金 段階区分	従量料金 金額
ミリメートル 13	立方㍍	560円	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでのもの１立方メートルにつき	50円
			使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでのもの１立方メートルにつき	65
20	10	870	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの１立方メートルにつき	80
25		1,230	使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	90
30		1,450	使用水量20立方メートルまでのもの１立方メートルにつき	50
40		2,800	使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでのもの１立方メートルにつき	65
50		4,300		
75		10,500	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの１立方メートルにつき	80
100		18,500	使用水量100立方メートルを超えるもの１立方メートルにつき	90
150		32,000		